

所得税・復興特別所得税の 還付申告会などのお知らせ

平成25年分の所得税等の還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができます。源泉徴収票をお持ちで所得税等が還付になる方は、必要な書類をお持ちのうえ、ぜひ、ご参加ください。

対象となる方

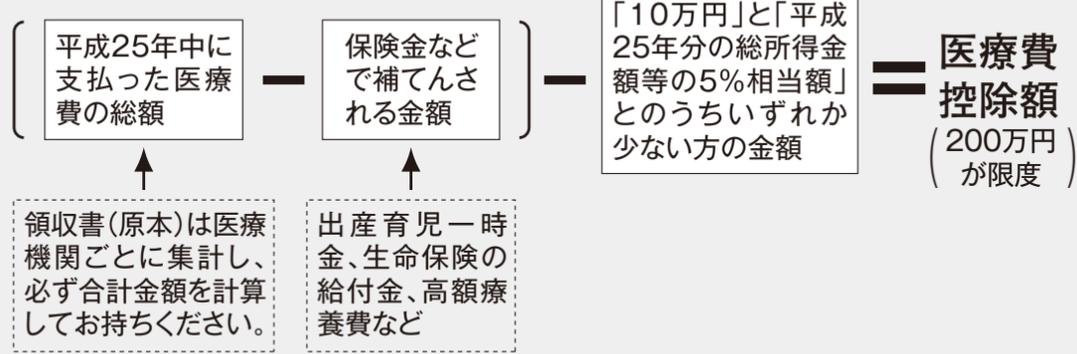
次の方のうち、源泉徴収票をお持ちで、所得税等が還付になる方

- ①退職などで年末調整が済んでいない方
- ②公的年金等の受給者の方
※下表の税務署からのお知らせにご留意ください。
- ③給与所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

申告に必要なもの

- ・平成25年分の給与所得または公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ・申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの(通帳など)
- ・印鑑、電卓、筆記用具
- ※このほか、申告の内容に応じて次のものをお持ちください。
- ①退職などで年末調整が済んでいない場合および公的年金等の申告をする場合
 - ・社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書《加入先保険会社などで発行》
- ②医療費控除を受ける場合
 - ・平成25年中に支払った医療費の領収書(原本)

医療費控除の算式



- *予防接種、検診、人間ドック、タクシー代、駐車料金、診断書代、置き薬、サプリメント、栄養補給飲料などは基本的に該当しません。
- *源泉徴収額がない方は、医療費控除をしても還付はありません。
- *医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

※領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。支払った医療費に対して、

健康保険組合などから給付を受けた出産育児一時金や生命保険金などで補てんされた金額が分かる書類

問市民税課 ☎206

復興特別所得税 について

平成25年分～平成49年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税(原則として、その年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けて計算した額です。

確定申告に関するお問い合わせは、
越谷税務署 ☎965-8111(音声案内)へ
確定申告に関する情報や国税電子申告(e-Tax)の情報は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

還付申告受付日程

◇八潮メセナ会場(2階集会室)

受付日	受付対象者	受付時間	留意事項
2月4日(火)～2月6日(木)	・公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 ・公的年金等と給与所得のある方 ・給与所得者で医療費控除を受ける方 ・退職などで年末調整が済んでいない方	・午前9時30分～10時30分 ・午後1時～3時 ※八潮メセナの開館は、午前9時からです。	・午前中は混雑が予想され、午前の受付でも午後になってしまうことがあります。 ・混雑の状況によっては、受付終了時間を早める場合があります。 ・初日は大変混雑しますので分散にご協力ください。 ・申告会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください。

◇越谷税務署およびイオンレイクタウン会場

受付日	場所	受付対象者	受付時間	留意事項
1月6日(月)～2月12日(水) ※土・日曜日、祝日を除く	越谷税務署	・所得税等の還付申告全般(平成25年入居で住宅借入金等特別控除を受ける方を含む)	午前9時～午後5時	・2月13日(木)から3月17日(月)の間は、越谷税務署庁舎では、確定申告の相談は行っていません。 ・混雑の状況によっては、受付終了時間を早める場合があります。
2月13日(木)～3月17日(月) ※土・日曜日を除く	イオンレイクタウン(kaze"かぜ")3階「イオンホール」		午前9時～午後4時	
日曜申告 2月23日(日)および3月2日(日)				

◇税理士事務所など(税理士会主催:完全予約制)

最寄りの税理士事務所または関東信越税理士会越谷支部(☎962-6131)に連絡して、日時などを事前にご確認のうえ、お出かけください。

受付日	場所	受付対象者	受付時間	留意事項
2月1日(土)～2月15日(土) ※土・日曜日、祝日を除く	税理士事務所	・公的年金等の受給者の方 ・給与所得者で医療費控除を受ける方 ・退職などで年末調整が済んでいない方	・午前10時～正午 ・午後1時～4時	・費用は無料ですが、相談内容によっては有料になることがあります。 ・土・日曜日、祝日の受付は原則行っていませんが、希望する場合はご相談ください。 ・完全予約制のため、事前予約のない方は、ご利用できません。
2月7日(金)	越谷市中央市民会館(5階) 八潮メセナ(2階集会室)		午前9時30分～11時30分	

税務署からのお知らせ

公的年金等所得者の方の 申告手続不要制度について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告は必要

ありません(この場合であっても、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります)。

【注意】所得税等の確定申告を必要としない場合であっても、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、市県民税の申告が必要な場合があります。

市民税・県民税 申告の受付案内

市民税・県民税の申告受付日程は、次のとおりです。詳しくは、広報やしお2月号でお知らせします。

受付日	受付場所	受付時間
2月17日(月)	古新田公民館	午前9時30分～11時
2月18日(火)	大曽根中公民館	
2月19日(水)	八條公民館	午後1時30分～3時30分
2月20日(木)	資料館	
2月21日(金)	ゆまにて	
2月24日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日を除く	八潮メセナ1階展示室 ※開館は午前9時からです。	・午前9時～11時 ・午後1時～4時

※申告内容によっては、税務署主催の申告会場をご案内する場合があります。※申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください。※3月2日(日)の午前9時～11時は日曜申告を開催します。

※6ページに関連記事を掲載